「民商法典の改正」

辻本　浩一郎

タイでの事業運営において重要な法律である民商法典が改正されました。[2022 年 11 月８日、タイ民商法 B.E.2565 の改正（以下、「改正」）が官報で公布]

この改正は、2023 年２月７日に発効し、タイの民商法典に基づいて登録するすべての企業およびパートナーシップに対して有効となります。

改正の目的は、より業務効率を図り、柔軟性をもたせることにあります。

今回の法改正は、発起人・株主の人数、取締役会の開催、株主総会の通知方法、合併の形態など、様々な点において変更を加えており、重要な改正といえます。

注意すべきは、会社の付属定款が別段の指定をしている場合は、自社の付属定款に準拠し、かつ、当該の付属定款が民商法典に抵触してはならないという点です。

民商法典の主な改正点は次のとおりです。

条項	現行	改正後
発起人及び株主の最低人数	３人	２人
基本定款(MOA)の有効期限	MOA の登録日から 10 年間	MOA の登録日から３年間
株券	取締役１名以上の署名	取締役 1 名以上の署名及び社印（もしあれば）の押印
取締役会の電子会議	適用無し	取締役会は電子会議で行うことができる。
株主総会の招集通知	総会の 7 日前までに、または特別決議を含む総会の場合には同 14 日前までに配達証明付き郵便によって、株主名簿に氏名の記載がある株主に通知し、地元の新聞に少なくとも 1 回公告する。	**１．記名式株券を発行している会社**：総会の 7 日前までに、または特別決議を含む総会の場合には同 14 日前までに配達証明付き郵便によって、株主名簿に氏名の記載がある株主に通知する。 **２．無記名式株券を発行している会社**：総会の 7 日前までに、または特別決議を含む総会の場合には同 14 日前までに配達証明付き郵便によって、株主名簿に氏名の記載がある株主に通知し、地元の新聞または電子媒体に少なくとも１回公告する。
総会の定足数	株式資本の 25%以上を代表する株主	株主は 2 名以上で、株主は株式資本の 25%以上を代表していなければならない。
配当金	配当金の支払いは、年次株主総会の承認した日または取締役会が承認した日から 1 カ月以内に行われるものとする。	配当金の支払いは、年次株主総会の承認した日または取締役会が承認した日から 1 カ月以内に完了しなくてはならない。
裁判所の命令による会社の解散	株主数が３名より少なくなる場合	株主が 1 名だけになる場合
合併の種類	合併は 2 社以上によってのみ行うことができ、新会社を設立し、合併する元の会社は全て解散する（新設合併）。	2 つの選択肢で行える。 1. 2 社以上の会社が新会社を設立し、合併する元の会社は全て解散する。 2. 2 社以上の会社が統合し、内 1 社が存続し、それ以外の会社は解散する（吸収合併）。

※株主総会の招集通知について、2023 年 2 月 7 日以前に商務省で登記された会社の付属定款（AOA）において新聞への広告掲載を規定している場合でも、2023 年 2 月 8 日以降は民商法典の改正内容が優先されます。